

全定協からみた住まい支援について

2021/06/22

1. 地域生活定着支援センターについて

- 地域生活定着支援センター（以下、定着）は、罪を犯した障害者・高齢者を刑務所等から地域につなぎ、安定した生活を送ることができるよう、帰住先の調整や各種福祉サービスの利用調整等を行う機関です。平成21年に社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）がモデル的に開設し、同年、厚生労働省が事業化して、平成24年3月、全都道府県に設置されました。都道府県の委託事業で、運営主体は、社会福祉法人、NPO法人等、様々な民間団体が担っています。

2. 全国地域生活定着支援センター協議会について

- 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会（以下、全定協）は、平成22年8月に発足し、主に国の補助金を活用して様々な調査研究事業、定着業務を担う人材の育成等に取り組んできました。

（参考1）○全定協ホームページ：<http://zenteikyo.org/index.php?FrontPage>

○社会福祉推進事業：https://www.mhw.go.jp/stf/saishukutsutekijun/0000083671_00016.html

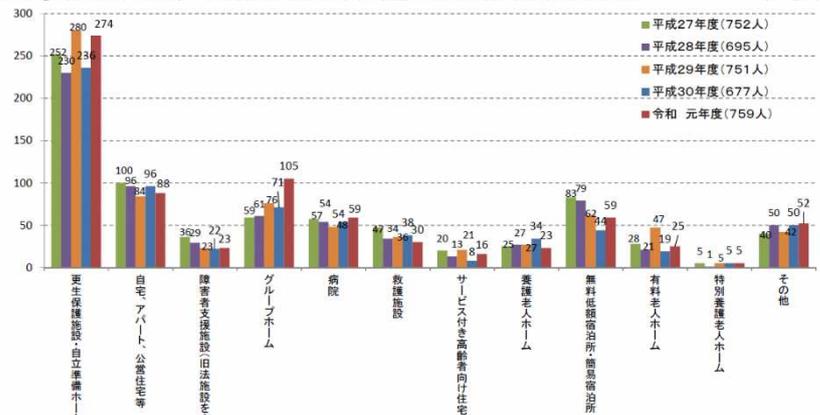
3. 定着と住まい支援について

①セーフティネット住宅、居住支援法人、居住支援協議会とのいっそうの連携強化に向けて

- 定着が支援する罪を犯した障害者・高齢者の人たちは、身寄りのない場合が多く、このような人たちにとって、セーフティネット住宅への入居のハードルが低いことも課題となっています。また、居住支援法人、居住支援協議会などは、重要な地域資源の一つであり、実際にこれらの資源と連携する定着も現れている一方で、居住支援協議会への定着の参画は進んでいない現状があります。

【参考2】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)



- 居住支援協議会における司法と福祉の連携を促す取り組みの一つとして、各地方の整備局、厚生局、更生保護委員会による情報交換が始まっていると承知しています。さらに居住支援法人の活動に関しては、2019年度に全国居住支援法人協議会が発足し、全国の居住支援法人の活動支援が開始されており、単なる住居提供だけでなく、困窮者の生活支援や当該法人の人材育成なども実施されています。今後、これらの取り組みを踏まえ、居住支援協議会での定着業務に関する研修会の実施や情報交換等を行う等、各都道府県の居住支援協議会へ定着が参画できるような連携の推進が図られるように、また市町村における居住支援協議会及び居住支援法人の設置が促進され、さらにその機能拡充が進んでいくよう、皆さまと緊密な連携を図っていきたく考えています。

②官民協働の支援体制作りに向けて

- 支援の現場で住宅の確保の観点で課題となっている特に顕著な例を2つ挙げます。
- 1つ目は、入居者の死後事務の問題です。葬儀や残された家財をどうするのかという課題は、制度の狭間にある人々をカバーする仕組みは整備の途上にあり、罪を犯した障害者・高齢者への支援の領域では、定着という民間組織が奔走しているのが実情です。先行する民間の葬儀保険や、福岡市社会福祉協議会のモデル的な実践等、官民協働の持続可能なシステムを作っていくことが求められます。
- 2つ目は、入居者の見守り機能の問題です。高齢や障害といったハンディキャップを抱えている他、身元保証人や頼れる親族がいない等、いざというときの頼れる人の不在は、大家や管理会社にとっては、リス

クとして定着の対象者の入居が敬遠されがちな一因となっています。

- 相互に連携しつつ支援体制をより強化するため、今後の活発な議論をお願いいたします。

※昨年度、国土交通省住宅局に「住宅セーフティネット制度の周知及び普及促進について」、「省令に定める住宅確保要配慮者の明確化について」の2点について要望書を提出しています。ご確認いただければ幸いです(当法人のホームページに掲載)。